

## 落札後の提出書類について（請負金額 500 万円未満）

### ○「契約検査課」に提出する書類

|          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| ①<br>契約書 | 1) 建設工事請負契約書                          |
|          | 2) 狭山市建設工事請負契約約款                      |
|          | 3) 入札説明書                              |
|          | 4) 質疑回答書（質疑回答書がある場合）                  |
|          | 5) 仕様書・設計図面等 ※1                       |
| ②        | 現場代理人等通知書 ※2                          |
| ③        | 経歴書 ※2                                |
| ④        | 経歴書に記載した資格を証する書類の写し                   |
| ⑤        | 雇用を証明する書類の写し（健康保険被保険者証の写し等）           |
| ⑥        | 社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の適用除外に関する誓約書 ※2 |

※1 建築工事については、参考数量書は綴らないでください。

※2 提出日は契約日としてください。

なお、様式については、狭山市公式HPの下記ページよりダウンロードしてください。

（狭山市公式HPトップページ > 事業者向け情報 > 入札・契約 > 様式等 > 落札後提出書類等）

### ○「工事主管課」に提出する書類

|   |                          |      |
|---|--------------------------|------|
| ① | 工事着手通知書                  |      |
| ② | 工程表                      |      |
| ③ | 現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書 ※2 | } ※1 |
| ④ | 現場代理人の兼務届 ※3             |      |
| ⑥ | 工事完成通知書                  |      |

※1 現場代理人の兼務を希望する場合に提出してください。

※2 現場説明書等で現場代理人の兼務の可否が確認できない場合に工事主管課に提出してください。なお、提出については契約締結後に現場代理人の兼務届と一緒に提出してください。

※3 もう一方の工事が兼務できる工事であることを確認できる書類（入札説明書等）と契約書の写しを添付して双方の工事主管課に提出してください。

※ その他の必要書類については、工事主管課の指示に従ってください。